

## [事案 2024-209] 手術給付金支払等請求

・令和7年8月25日 和解成立

### <事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に手術給付金が支払われなかったことを不服として、手術給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

不妊症のため顕微授精手術を行い、受精卵・肺培養管理料および肺冷凍保存管理料等が発生したため、平成30年9月に契約した医療保険にもとづき手術給付金を請求したところ、令和6年4月以降の分については、約款上の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、何の連絡や告知もなく契約内容を変えられたため、契約内容を元に戻し、手術給付金を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 手術給付金の支払事由として、「責任開始期以後に発病した疾病…の治療を直接の目的とした手術」と定められているところ、申立人が処置を受けた管理料の算定対象となる顕微授精、受精卵・肺培養および肺凍結保存は、かかる支払事由に当たらない。
- (2) 令和4年4月以降、不妊治療が公的医療保険制度の対象となったことから、当社は、約款に照らして保険金の支払対象とすべきものを検討してきたが、検討期間の暫定的な対応として、本件で問題とされている顕微授精、受精卵・肺培養および肺凍結保存を含めた処置について手術給付金の支払対象とした。
- (3) 上記(2)の検討の結果、少なくとも管理料の算定対象となる顕微授精、受精卵・肺培養や肺凍結保存等の処置については、約款上の支払事由には当たらないと判断したことから、令和6年4月以降、それまでの暫定的な取り扱いを変更し、上記措置について手術給付金の対象としないこととした。このような取り扱いの変更は、約款の本来的内容に沿うものであり、契約内容を変更しているわけではない。約款の内容を無視して従前の暫定的な取り扱いに戻すべき理由はない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。